

○ 団長会傍聴取扱要領

1 趣旨

この要領は、団長会における傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定義

この要領に定める傍聴人とは、議員及び傍聴記章を貸与された報道関係者以外で団長会の傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）をいう。

3 議員等の傍聴

議員及び傍聴記章を貸与された報道関係者は、随時団長会を傍聴することができる。

4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、議会中会議室で行う場合は16人とし、その他の会議室で行う場合は16人を基準としてその定員を決定する。

5 傍聴の申し出

傍聴を希望する者は、傍聴申出書（様式1）により議会局に申し出るものとする。

6 傍聴を希望する者が定員を超える場合の傍聴人の決定方法

傍聴希望者が定員を超える場合は、議会局において抽選の方法により、4に定める人数の傍聴人を決定する。

7 傍聴席への入室等

- (1) 傍聴人は、傍聴券（様式2）の交付を受け、係員の指示に従い、静粛に入室しなければならない。
- (2) 傍聴人は、傍聴券を係員が確認できる部分に常時着用しなければならない。
- (3) 傍聴券は、発行当日に限り有効とする。

8 傍聴することができない者

次の者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、幕、たすきその他の団長会が招集された場所（以下「会議室」という。）に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 双眼鏡の類を携帯している者
- (4) 前3号に規定する物のほか、団長会を妨害し、又は他の傍聴人

の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他団長会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

9 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議室に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 係員の指示に従うこと。

(6) その他会議室の秩序を乱し、又は団長会の妨害となるような行為をしないこと。

10 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、映画、ビデオ、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りでない。

11 違反に対する措置

(1) 座長は、傍聴人がこの要領に違反したときはこれを制止し、その制止に従わないときは、傍聴人に退室を命ずることができる。

(2) 前号の規定により退室を命じられた者は、直ちに傍聴券を係員に返還して退室しなければならない。

12 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、座長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

NO.
年 月 日

神奈川県議会議長 殿

傍聴希望者

住 所

氏 名

傍 聴 申 出 書

年 月 日の団長会を傍聴したいので申し出ます。

No.

券 聴 傍

会 長 団

日 月 年

傍聴上の注意事項

1．傍聴に際しては、次の事項を守ってください。

(1) 静粛にすること。

(2) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議室に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 係員の指示に従うこと。

(6) その他会議室の秩序を乱し、又は団長会の妨害となるような行為をしないこと。

2．座長が許可した場合を除き、傍聴人は、映画、ビデオ、写真等の撮影、録音等は出来ません。

3．退室を指示されたときは、速やかに退室してください。

このほか、傍聴について不明の点がありましたら係員にお尋ねください。